

令和3年 第10回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和3年10月28日（木）14時00分

2. 場 所：由布市役所 本庁舎 市民ホール2階 2-1会議室

3. 出席委員 9名

会 長 7番 縣 次 男
副 会 長 1番 坂 本 成 一

委 員 2番 竹 内 正 敏
3番 高 田 英
4番 大 野 重 利
5番 江 藤 国 子
6番 式 田 信 一
9番 佐 藤 一 富
10番 麻 生 秀 昭

4. 欠席委員 2名

8番 佐 藤 孝 雄
11番 佐 藤 富 雄

5. 議事参与が制限された委員数 1名

6. 議事日程

(1) 出席確認

(2) 会長挨拶

(3) 議 事

① 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

② 農地法第4条の規定による一時転用の許可申請について

③ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

④ 非農地証明の発行について

⑤ 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）

⑥ その他

(4) その他

7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長 秦正次郎、次長 長松喜久一、主査 小原匡博、行政専門員 衛藤哲男

8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中9名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より令和3年 第10回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。

会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議 長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全 員
異議なし

議 長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。次に、会議録署名人の1名を指名します。本日の会議録署名委員は、議席番号2番 竹内 正敏委員さんをお願いしたいと思います。宜しくお願ひします。次に、採決についてお諮りします。これから、採決します日程第1から第5までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

全 員
異議なし

議 長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。農業委員会会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっていますので、よろしくお願ひします。

■日程 第1 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第1号～4号 4件)

議 長
続きまして、日程第1 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、4件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局
日程第1 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長
それでは、議案1号ですが、議席番号10番 麻生 秀昭委員より説明をお願いします。

10番 麻生 秀昭 委員

場所は庄内町畑田の才苑ですね。市役所の前の交差点からずっと長野方面に向かって行って踏切を超えてトンネル寄りの手前の所です。

渡人の土地(申請地)は、受人の家のすぐ西側にある土地ですぐ隣なもんですからここを買ってもらえないかという事で話が合ったそうです。

すぐ目の前という様な所ですので、受人がここを耕作するという事で、うってつけではないかなと考えております。審議の方お願いします。

1番 坂本 成一 委員

ちょっといいですか？受人は耕作するというけど、現在所有している田は耕作しますか？

10番 麻生 秀昭 委員

私もそこまでは見てないですけど・・・。

1番 坂本 成一 委員

その確認しておかないと、「耕作します」って言うのは簡単だけど。

議 長

受人は、持ってる田を荒らしているんですか？

10番 麻生 秀昭 委員

いや、荒らかしてはしてない。

1番 坂本 成一 委員

でも自分で管理してないはず。

10番 麻生 秀昭 委員

でも、よその人がしてもそれは別に関係ないんじゃない・・・。

1番 坂本 成一 委員

いやいや、管理の仕方として、そこは人に頼んで管理してもらいますとか言葉の言い様があるだろうと思うんですけど。

10番 麻生 秀昭 委員

まあ、本人が私の所では自分で農地を耕作すると来てましたから特に問題はないと思いますし、家のすぐ横ですから管理はできると思います。

1番 坂本 成一 委員

荒らしてなければいいんですけど。

10番 麻生 秀昭 委員

荒らしてはないです。ちゃんと耕作していて、帰りに見てもらえたらわかると思います。

議 長

他にご質問ないでしょうか。

(ありません。)

無い様でございますので、この議案 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、案承認致します。

議 長

続きまして議案2号ですが、議席番号10番 麻生 秀昭委員より説明をお願いします。

10番 麻生 秀昭 委員

はい、場所はですね庄内町長野の桜園という事で、前の長野小学校の近くなんですけど、受人はお寺の住職さんです。

現在中山間の組合長をされているというふうに聞いているんですが、渡人の土地の管理をしているんですけど、それを買ってくれという風に言われたそうです。家と合わせて買ってくれと言われたそうですが、家までは変えないのでということで。

受人も真面目な方で、渡人からそこを預かってきちんと管理しないと、すぐ隣に谷があるんです。その谷側から猪とかそういうものが入ってくるからきちんとやりたいということで買う事にしたという事でありませぬ。本人も3反位しか作っておりませぬので、1枚、現在もこの土地を耕しておりませぬ、私行ってみた所きちんと管理されてあったんですね。

これからしっかりやっけて行くという事ですので、宜しく審議の方お願い致します。

議 長

議案2号につきまして、質問があればお願い致します。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

質問がない様ですので、この案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして議案3号ですが、議席番号9番 佐藤 一富委員より説明をお願いします。

9番 佐藤 一富 委員

はい、土地の場所としては、挾間のグリーン店の上に農協の倉庫があります。その裏手の左手に入った所ですが、これは、受人と渡人は叔母さんと甥の関係になります。

そういう関係で、もうおばさんが作れないという事で引き渡しをするという案件になりますんで、宜しくお願いします。

議 長

議案3号につきまして、質問があればお願い致します。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この議案3号案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして議案4号ですが、議席番号4番 大野 重利委員より説明をお願いします。

4番 大野 重利 委員

それでは、説明します。挾間町古野の医大からちょっと北の方に走った所に位置しますが、これは祖父から孫へ遺贈という事にして、相続人の息子さんを飛びぬけてお孫さんにいく訳ですが、機械等々揃っておるし農地もくまなく連れて回っていただい

たんですが、綺麗に整理が出来ていました。

受人は36歳で若いんですがお父さんが協力してするという事で問題はない様になりました。審議宜しくお願いします。

議 長

議案4号につきまして、質問があればお願い致します。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この議案4号案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

■日程 第2 「農地法第4条の規定による一時転用の許可申請について」
(議案第5号～6号 2件)

議 長

続きまして、日程第2 農地法第4条の規定による一時転用の許可申請について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第2 農地法第4条の規定による一時転用の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

議案5号ですが、私(7番 縣 次男委員)の方から説明致します。

7番 縣 次男 委員

場所はちょうど湯布院駅の裏、前々回の総会で売買が成立しまして、その時から私も他の委員さんからも意見が出ましたけれども、ここは湿田というか雨が降ったら水捌けが悪い所なんです。側溝を一応掘ったらしいんですが、やっぱり雨が降ってから水捌けが悪いので、野菜はかなり溝を高くして植えております。

でもやっぱり雨が降ったら、水が溜まって草取りとか何も仕事が出来ないから埋めたいと相談を受けまして、今回の申請になりました。

議 長

それでは、この議案5号につきまして、質問があればお願い致します。

(5番 江藤 国子委員より挙手有り)

議 長

江藤委員さんどうぞ。

5番 江藤 国子 委員

せっかく埋めたのに、また4年の3月31日に全部掘り上げて戻すんですか？

事 務 局

農地改良というのは、低くて湿田の所に土を盛って、高い、要は田んぼを畑にするとかいう事ですね。一旦農地として使わなくなるのを終わった後、また埋め上げた農

地として使いますという話です。また元に戻すわけではなく。例えば、先月出た工事事務所とかは、一旦工事事務所を置いて終わったら退けるという話で元に戻すんですけど、農地を使えない状態を経て使いやすい農地にしますという申請です。

5番 江藤 国子 委員

ああ、なるほど。そしたら今度は、イチジクを植える所だけ空けてるじゃないですか？イチジクは湿気が多い所はどうか？と思うんですけど、ここも上げてしまえばいいのにどうして1mほど斜めにして、ここは埋めないのかな？と。

事務局

そこは、申請者がそうすると言っているので・・・。

議長

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

私は、イチジクの苗木と書いてあるのがちょっと気にかかったんですけど、イチジクってそんなに高くなる？周りの水田に大きくなった時に影響が出ないかっていう。これ全部イチジクの苗木を植える訳じゃないでしょ？改良して全面に。イチジクの木が周りの水田に日陰になったりして影響を与えるのではないかと心配やったからそれはないんですかね？

事務局

イチジクはそんなに大きくなる。ここで2本くらいなので陰にはならないかと思えます。

1番 坂本 成一 委員

いいですか？悪いけど田んぼにこういう木を植えたら悪いと聞いているんだけど。果樹でも販売目的じゃなかったら植えたら悪いという風になっている。

事務局

いや、自家用でもいいです。

1番 坂本 成一 委員

カボスでも販売目的がなかったら、ダメと聞いている。

3番 高田 英 委員

自家用でいいはず。ただ周りの農地に影響も出らなければいいと思えます。

事務局

例えば、柿とか栗みたいに大きくなるやつがあって日陰になるとかなるとちょっと問題もありますけど、果樹を田んぼに植える分には今許可はらない。

1番 坂本 成一 委員

それだったら、農政課もすぐ中山間のもOKを出すやろ。だけど、目的が悪かったら、昔から木を植えたらいけないって言う。庭木なんか特にそう。でも、それ植える人いるんですけど。

事務局

実がならない木は、販売目的じゃないと悪いっていうのは基本的にあります。杉とか桧とか売れる木じゃないと悪いっていうのはある。ただ果樹、実がなる木は、畑扱いになるので、自家用であっても問題ないっていうのはある。

1番 坂本 成一 委員

いや、ただどこ水田でしょ？

事務局

水田ですけど問題ありません。

5番 江藤 国子 委員

直売所に出そうと思って、ミモザをいっぱい畑に植えようかと思ったんですけど、肥培管理だけしておけば、実がなくても直売所に出す木はいいんですか？

事務局

まあ、園芸も広義的に農業とみなされるので、要は花きの類ですよ？草花の類であっても問題ないと思います。なんで、榊とかも農業の範疇で入ると思います。実が成らない物でも販売出来る花の類はOK。

5番 江藤 国子 委員

杉とか桧は？

事務局

杉とか桧は、木材生産になってしまう。農業から外れるので転用を取って山林にすれば植えていいという事です。

議長

この会社は、旅館を経営しているのですが、その来たお客さんの料理に使いたいそうです。結果的には、販売目的になる。この土地を買う時から私も言ってた、この人達に言っていたんだけど、それは畑として使用するのは難しいでという事を伝えていたら、その時は造成して埋め直してまた嵩上げしますって言っていました、それが今回その様になったのかなと思ってます。

他にご質問ないでしょうか。

(ありません。)

この議案5号案件、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案6号ですが、議席番号1番 坂本 成一委員さんから説明をお願いします。

1番 坂本 成一 委員

はい、議案6号説明します。これは、地図にも出てますけど挾間・庄内線の農免道路の城山トンネルの手前、橋の下に田んぼがあります。見に行ったんですけど、橋からかなり下の方に3枚くらい細長くずーっとあるようなところで、ちょっと管理しに

くいつて事でこれを1枚にしたいと。今やっておかないとこれから先には自分も年を取ったら出来なくなるので、今のうちにやっておきたいという事で申請が出て来ました。3年計画で業者も指定してやる様にしていますので、全く問題はないと思います。今後農業する為には、管理しやすくした方がいいんじゃないかと思っています。審議をお願いします。

議 長

議案6号の案件につきまして、ご質問がある方をお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この議案5号案件、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

■日程 第3 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第7号～11号 5件)

議 長

続きまして、日程第3 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、5件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第3 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

議案7号・8号ですが、議席番号3番の高田 英委員が、会議規則第12条により議事参与制限を受けるので退席になります。

(議席番号3番 高田 英委員 退席)

それでは、議案7号ですが、議席番号5番 江藤 国子委員さんから説明をお願いします。

5番 江藤 国子 委員

場所は、湯布院のインターチェンジを降りた所の川北の長因寺というお寺の裏手になります。渡人は平成9年に農地を埋め立てて雑種地にしていました。時折、法要などで駐車場が無い時に使用されていたという事で、農地ではない状態でした。受人は長因寺のご住職さんで、宗教法人の土地を駐車場にしていますが門徒さんが200世帯を超えているので、法要などの時には駐車場が不足してる為、申請地を購入して駐車場として活用したいとの事で今回の申請になりました。隣接農地もありますが同意書もあるので問題ないと思います。以上です。

議 長

はい、今説明が終わりましたが議案7号について、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、この7号案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして議案8号ですが、議席番号10番 麻生 秀昭委員さんより説明をお願いします。

10番 麻生 秀昭 委員

説明します。申請地は庄内町の大龍です。目的は太陽光発電施設を作るという事です。渡人は高齢で現在88歳、規模を縮小したいという事で、前回に引き続き売買の話がまとまったこういう事の様です。

地図で言いますと14ページから18ページまでがその場所と資料になります。で、地図の16ページを開いていただきたいと思います。15ページの方に申請地という風に書いてあると思います。申請地の左側がですね、以前太陽光発電でこの場で審議して頂いた土地だと記憶してます。その丁度挟間側の方に16ページの資料でいうと申請地と黒く囲まれてあると思いますが、今回の設地場所という事になります。

受人の会社は大阪市に本社があります。ただ申請人の住所は大阪府となっておりますが、実質は宮崎支店がこれを担当してくるという事ですので、宮崎の方から由布市の方に来て現地の調査・契約などを取り交わしているとの事です。

現地の場所は渡人の家の横の農道を入っていったところになるんですが、他の人がこの農道を耕作するとしても、渡人の自宅の前を毎日通って行かないといけないという状況もあるし、大きな機械も入って行かない状況の様です。だから申請があったこの場所はですね、それぞれ排水等の許可も得ている様ですので、仕方がない事かなって思ってます。

入りようがほかにないというような土地でもありますので、まあ基本は自然浸透の様であります。既存の農業用の排水路にも流れるという様な事も考えられておりますので、きっちり隣接農家に迷惑が掛からない様にするという事でもありますので、特に問題はないかなという風に考えております。以上です。

議 長

それでは、この議案8号について、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、この8号の案件、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

高田 英委員、お入りください。

(議席番号3番 高田 英委員 着席)

高田委員さんに報告致します。挙手多数で、この案件許可相当と認める事にしました。

3番 高田 英 委員
ありがとうございます。

続きまして議案9号について、議席番号3番 高田 英委員さんより説明をお願いします。

3番 高田 英 委員
議案9号について説明致します。場所については、資料では20ページ。
これは見ていただいたらわかる様に、湯布院中学校の真ん前です。市道を挟んで水路があってその反対側の田んぼって事になっております。面積としまして2973㎡、県の開発に掛かる一步手前で多分分筆したので、開発に掛からないようにしたんだと思うんですが。湯布院の潤いのある町づくり条例にはかかっておりますので、それに並行して結果を出すという風になっています。

2階建てが4棟で排水については、白滝水路管理組合というのがありまして、その同意もあってその辺については問題ないと思います。以上です。宜しくお願いします。

議 長

それでは、この議案9号の案件につきまして、ご質問があればお願いします。
質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、この案件 許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案10号ですが、この案件も議席番号3番 高田 英委員から説明をお願いします。

3番 高田 英 委員

はい、場所は資料28ページ。先程の7号案件にあった長因寺さんの割りと近くの所です。

湯布院の方ならご存じだと思うんですが、昔に鶴見の家というのがありました。そのちょっと下の田んぼです。それで今回、大きな田んぼに500㎡分筆を入れて、その部分だけを宅地にするということで、一般住宅ですね、高田議員の弟さんだそうです。排水につきましては、合併処理の後に市道の側溝に排水するという事で、市とも協議しており問題ないと思いますので、宜しくお願いします。

議 長

それでは、議案10号につきまして説明が終わりましたけど、この案件につきまして、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、この案件、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして議案11号について、議席番号9番 佐藤 一富委員さんより説明をお願いします。

9番 佐藤 一富 委員

はい、場所は北方です。何松医院の隣になります。図面とか見たらわかると思うんですが、今現在駐車場にしている所が1m50cm ぐらい低いんです。それで自宅に上がる車でそのまま玄関の方に上がる通路を作りたいという事で、駐車場を兼ねてなんです。平米数としては18㎡という事で、隣の方との了承が取れたという事です。

この人たちももう高齢化してますので、どうしても家の前まで車を上げたいという事で駐車場用地という事ですので、どうか宜しくお願いします。

議 長

はい、それでは議案11号の案件につきまして説明が終わりましたけれども、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、この11号の案件、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

■日程 第4 「非農地証明の発行について」

(議案12号～14号 3件)

議 長

日程第4 非農地証明の発行について、3件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第4 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

議 長

今、説明が終わりましたが、事務局 他に補足ないですか？

事務局

12号からなんですけど、資料を見ていただきたいと思うんですが、紙のページで言うと42から44ページになるんですけども、淵と湯平を結ぶ農道の下湯平側の所になります。

航空写真を見てもらうのが一番いいと思うんですが、43・44ページ。もう完全に山の中に入ってまして、近くまで確認に行くのが難しい様な土地でした。農地としての利用はもう不可能だと思います。で、農振も外れていますので非農地もやむを得ないかなという事で、今回上がってきております。

議 長

今、説明が終わりましたが、議案12号につきまして、ご質問がある方はお願い致します。

(ありません。)

質問がない様でございますので採決を致します。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいという人の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この12号の案件 非農地証明の発行を決定致します。

続きまして、議案13号ですが、事務局より補足説明があればお願いします。

事務局

13号は、資料で言うと48ページが写真です。挟間大橋のたもとにあるセブンイレブンのすぐ上の所になります。この申請者は最近相続をされたんですけども、家を建て替えるにあたって調べたところ、住宅の進入路が畑のままだったというところで、過去に許可を取らず住宅の進入路としていたという事です。家の建物登記を見ると、建築後20年をゆうに経過している形でしたので、非農地証明という事で処理をしたいと思います。以上宜しくお願いします。

議長

それでは、13号の案件につきまして説明が終わりましたが、ご質問がある方はお願い致します。

(ありません。)

質問がない様でございますので採決を致します。現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいという人の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 非農地証明の発行を決定致します。

続きまして、議案14号ですが、事務局より補足説明があればお願いします。

事務局

議案14号ですが、写真が資料の52ページとなっております。地目は畑なんですけども、完全に宅地と一体的に造成されている形で建物も上に乗っかっている様な土地です。先程同じ様に建物登記を見ると、建築後20年以上経過しているので非農地証明はやむを得ないという事でございます。以上宜しくお願いします。

議長

それでは、14号の案件につきまして説明が終わりましたが、ご質問がある方はお願い致します。

(ありません。)

質問がない様でございますので採決を致します。現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいという人の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 非農地証明の発行を決定致します。

■日程 第5 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」

(議案第15号～18号 4件)

議長

日程 第5 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）4件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第5 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、議案朗読説明。

議 長

それでは議案15号です。この案件につきまして質問があればお願い致します。この案件は継続の案件です。

ご質問はないでしょうか？

（ありません。）

それでは、ご質問が無い様でございますので、この15号の案件 承認される委員の挙手を求めます。

（挙手 多数）

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案16号ですが、ご質問がある方お願いします。この案件は新規の案件でございます。

（ありません。）

それでは、ご質問が無い様でございますので、この16号の案件 承認される委員の挙手を求めます。

（挙手 多数）

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案17号ですが、ご質問がある方お願いします。この案件は新規の案件でございます。

（ありません。）

それでは、ご質問が無い様でございますので、この17号の案件 承認される委員の挙手を求めます。

（挙手 多数）

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案18号ですが、ご質問がある方お願いします。この案件は新規の案件でございます。

（ありません。）

それでは、ご質問が無い様でございますので、この18号の案件 承認される委員の挙手を求めます。

（挙手 多数）

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

議 長

以上で会議規則第7条による議案審議は終了します。

審議、お疲れ様でした。